



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 5 8 号 の 2

平成25年(2013年)4月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
監査公表	
監査公表(第7号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人池田裕之から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年4月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	田	中		仁

### 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

平成25年3月28日

金沢市監査委員	篠	田	健	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	田	中	仁	様

包括外部監査人 池 田 裕 之

少子高齢化に関する財務事務について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

少子高齢化に関する財務事務について

3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

金沢市の65歳以上の高齢者数は年々増加している。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)も上昇傾向にあり、平成22年には20%を超えた。一方で、少子化も進んでおり、0歳から14歳までの年少人口構成比は13%にまで下落するなど、確実に少子高齢化社会へと進んでいる。

このような状況に対応するため、金沢市では様々な施策を行っているところであるが、これらが効率的・効果的に実施されることは重要な課題であると考え選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ①財務事務は条例等に基づき適正に執行されているか。
- ②施設・備品等の管理及び運営は効率的に実施されているか。
- ③事務の執行が効果的かつ効率的に行われているか。

(2) 主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成23年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成24年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成24年6月4日から平成25年3月8日まで

7 監査人補助者

- 長 澤 英 樹 (公認会計士)
- 柴 義 公 (公認会計士)
- 小 野 田 晴 美 (公認会計士)

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 金沢市の少子高齢化に関する事業の概要

1 少子化対策

(1) 国の少子化対策

国の少子化対策としては、平成6年に今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めたエンゼルプランが策定されたことがあげられる。その後、平成11年に「少子化対策推進基本方針」と新エンゼルプランが策定されたが、新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5ヶ年事業を見直したもので、平成16年度までの5年間の計画であった。新エンゼルプランにおける最終年度に達成すべき目標値の項目は、これまでの保育サービス関係だけでなく、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となっていた。

一方で、平成15年に、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が制定された。また、同年、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにするために「少子化社会対策基本法」も制定された。

平成16年6月には、「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。この大綱は、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしていた。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように、社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけた。

また、同年末には、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)において、国が地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。

しかし、少子化の流れは止まらず、平成17年には、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対応するため、平成18年には少子化対策会議において、「新しい少子化対策について」が決定された。その中で、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域の絆の再生や、社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの節目ごとの子育て支援策が掲げられた。

平成19年には重点戦略が取りまとめられ、就労と結婚・出産・子育ての両立には働き方の見直しと社会的基盤の整備が必要不可欠であるとされた。また、翌年政府はこの重点戦略を踏まえ、「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。

平成21年には、内閣府のプロジェクトチームにより、提言「“みんなの”少子化対策」がまとめられた。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることと、「新成長戦略」において、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消を図ることとされた。しかし、これらの施策にもかかわらず、我が国の少子化の流れは止まっていない。

平成22年には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されたが、このビジョンは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えること

## 高齢社会対策基本法 (抜粋)

(前文)

(前略) 国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある。そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。(後略)

高齢社会対策基本法は、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境などの施策について明らかにしており、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めることとしている。平成8年に作成された高齢社会対策大綱は、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

その後、経済社会情勢も変化してきたことから、平成13年に新たな高齢社会対策大綱が策定された。この大綱では、戦後生まれの人口規模の大きい、いわゆる「団塊の世代」(昭和22～24年生まれ)が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たった基本姿勢を明確にするとともに、高齢社会対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

高齢社会対策では、就業と所得、健康と福祉、学習と社会参加、生活環境、調査研究等の推進という広範な施策にわたり予算が着実に増加している。一般会計予算における関係予算をみると、平成23年度においては18兆1,241億円となつている。これを各分野別にみると、就業と所得関連10兆8,876億円、健康と福祉関連7兆1,915億円、学習と社会参加関連131億円、生活環境関連65億円、調査研究等の推進関連254億円となつている。

また、高齢者福祉に関する法制度の変遷としては、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的として昭和38年に「老人福祉法」が制定され、その後、大きく福祉分野に包含されてきた医療分野が、のちの「高齢者の医療の確保に関する法律」、保健分野が「健康増進法」、介護分野が「介護保険法」としてそれぞれ分離独立し、老人福祉法はそれ以外の福祉分野を規定する法律ということになった。

## (2) 金沢市の高齢者施策の状況

金沢市では、平成21年に老人福祉計画・介護保険事業計画である「長寿安心プラン2009」を策定し、さまざまな事業に取り組みできた。その実施に当たっては、高齢者自身が施策の実施過程や決定に参加するなどの市民参加を促している。その後、平成24年度から26年度までを計画期間とする「長寿安心プラン2012」が策定されている。

長寿安心プランは、老人福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画から構成されている。老人福祉計画は、老人福祉法に位置付けられている金沢市の高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法により保険事業に係る給付の円滑な実施を確保することや介護予防の推進などを目的としている。

もに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしていた。

育児支援として何が重要かについて、平成23年に実施された「少子化社会に関する国際意識調査」によると、日本では「教育費の支援、軽減」をあげる人の割合が最も高く、以下「保育所の時間延長など、多様な保育サービスの充実」、「小児医療の充実」、「育児休業を取りやすい職場環境の整備」と続いている。

このことから、子ども手当や高校の実質無償化などの現金給付とともに保育サービスなどの現物給付が求められ、また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることも求められていることが明らかになったが、このような考え方は子ども・子育てビジョンに盛り込まれているところである。

## (2) 金沢市の少子化の状況と取組

金沢市では、合計特殊出生率が平成16年には過去最低の1.23を記録したことから、「かなざわ子育て夢プラン2005」に基づき、近江町交流プラザらびつこ広場をはじめとする様々な子育て支援施設の整備をはじめ、各種子育て支援サービスの充実や親子の健康づくりの推進、児童相談所開設等を行ってきた。

その後、平成22年には「かなざわ子育て夢プラン2010」を策定し、平成26年度までの5年間で実行中である。この計画は、「金沢世界都市構想第2次基本計画」を上位計画とし、「金沢子どもを育む行動計画(第二次)」、「金沢市健康教育推進プラン(第二次)」、「金沢健康プラン2008」、「金沢市男女共同参画推進行動計画」、「かなざわ食育プラン2007」、「金沢市地域福祉計画2008」等の市の計画並びに国や県の関連計画との整合性を図り策定されている。なお、この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に定める市町村行動計画として位置付けられている。

## 2 高齢社会対策

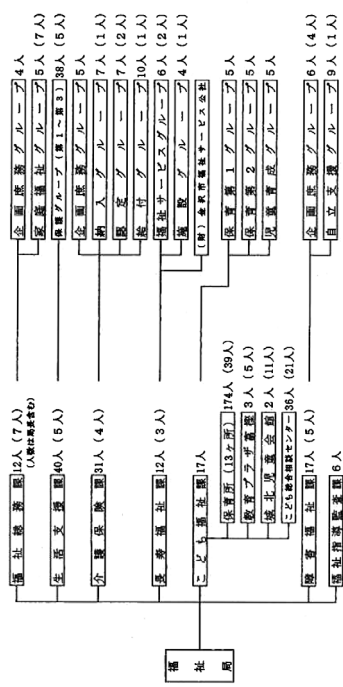
## (1) 国の高齢社会対策

国の高齢化白書によれば、我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、平成7年の高齢社会対策基本法に基づいている。高齢社会対策基本法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある地域社会が、自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念に則って高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

高齢社会対策基本法の前文には、高齢社会への対応として、以下のように記載されている。すなわち、高齢社会への対応といたっても、その内容は雇用、年金、医療、福祉など多岐にわたるということである。

3 金沢市の福祉関連の組織と監査対象

(1) 組織と事務分掌  
組織図 (平成24年度)

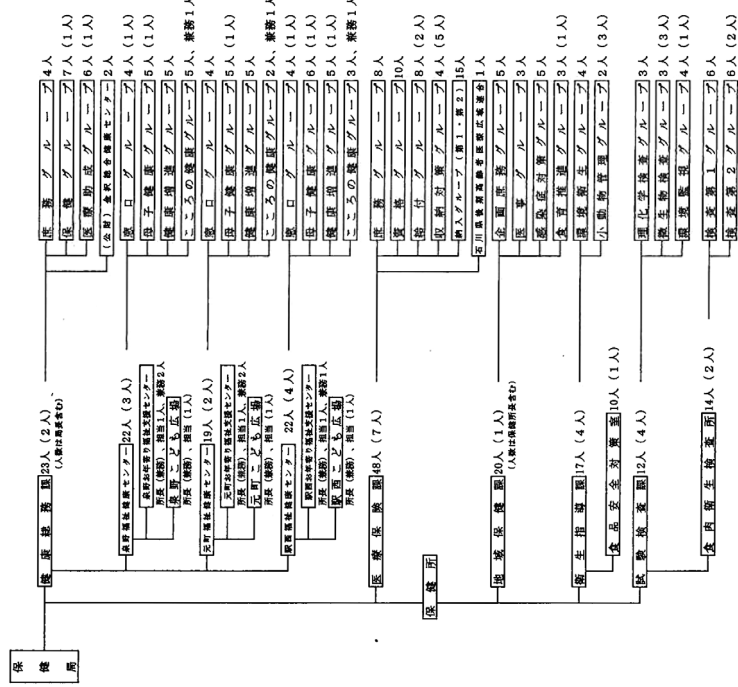


長寿安心プランは、金沢市の全体構想である「金沢世界都市構想」及び基本計画である「金沢世界都市構想第2次基本計画」の方向性を反映するとともに、広域的な計画である「石川県老人福祉計画」や「石川県介護保険事業支援計画」等とも整合性を持つものである。

そのうち老人福祉計画は、金沢市の全ての高齢者を対象とし、健康な高齢者、生活支援を必要とする高齢者、介護を必要とする高齢者等の多様な高齢者に関する施策を包含するものである。

また、介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険サービスの必要量や財源等について明らかにしている。さらに、介護が必要になることができるよう実施される地域支援事業についても、介護予防事業の必要量や地域における包括的な支援事業の内容などを介護保険事業計画の中で明らかにしている。

このように、老人福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者の健康づくり、介護予防、生活支援及び介護について、高齢者の生活全体を支える総合計画であり、一体の計画として策定されている。



(注) 職員数は、平成24年4月1日現在の事務定数。  
( ) の数字は、非常勤職員数及び兼任任用職員数。

津 沢 市 公 報

福祉局の事務分掌(平成24年度)

課	グループ	事務分掌	奉
福祉局	企画庶務グループ	1 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項	1 介護保険の給付に関する事項 2 介護保険サービスを行う事業者及び施設に関する事項 3 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 4 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 5 長寿お祝い金に関する事項 6 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものを除く。) 7 職の庶務に関する事項 8 他グループに属しない事項 9 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 10 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項(登録に係る事項を除く。) 11 サーマーサービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項 12 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項 13 卯辰山公園健康交流センター等高齢者の生きがいに関する事項 14 福祉作業センター等高齢者の住まいづくりの助成に関する事項 15 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 16 市立保育所に関する事項 17 保育職員の研修の企画に関する事項 18 課の庶務に関する事項 19 他のグループに属しない事項 20 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものに限る。) 21 私立保育所に関する事項 22 認可外保育施設に関する事項 23 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 24 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものを除く。) 25 児童館に関する事項 26 児童クラブに関する事項 27 少子化対策の推進に関する事項 28 児童の健全な遊びの指導に関する事項 29 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 30 城北児童会館の管理運営に関する事項 31 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 32 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項に限る。) 33 子ども総合相談センターの庶務に関する事項 34 他グループに属しない事項 35 保育相談に関する事項 36 幼児相談室に関する事項 37 児童等に係る必要な調査に関する事項 38 児童等に係る必要な調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項
		2 社会福祉審議会に関する事項	
		3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	
		4 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項	
		5 地域福祉活動の振興に関する事項	
		6 福祉奉仕活動の育成に関する事項	
		7 福祉活動育成基金に関する事項	
		8 民生委員及び児童委員に関する事項	
		9 審判館に関する事項	
		10 パリアフリーの推進に関する事項	
		11 更生保護団体等の援助に関する事項	
		12 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項	
		13 金沢市育英会奨学金に関する事項	
		14 松ヶ枝福祉館に関する事項	
		15 社会福祉用具情報プログラムに関する事項	
		16 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に関する事項	
		17 課の庶務に関する事項	
		18 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	
生活支援課	家庭福祉グループ 保護グループ (第1～第3)	1 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関する事項	
		2 母子生活支援施設及び助産施設に関する事項	
		3 母子・父子及び妊婦福祉に関する事項	
		4 女性の保護更生に関する事項	
介護課	企画庶務グループ 納入グループ 認定グループ	1 生活保護に関する事項(第1～第3)	
		2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項(第1)	
		3 課の庶務に関する事項(第1)	
		4 他グループに属しない事項(第1)	
		5 金沢市援護規則の規定に関する事項(第2)	
		6 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項(第2)	
		7 中国残留邦人等支援給付に関する事項(第3)	
		8 外地引揚者の控護に関する事項(第3)	
1 介護保険事業計画に関する事項			
2 介護保険運営協議会に関する事項			
3 課の庶務に関する事項			
4 他のグループに属しない事項			
1 介護保険被保険者の資格に関する事項			
2 介護保険料の賦課に関する事項			
3 介護保険料等の収納に関する事項			
1 要介護認定等に関する事項			

課	グループ	事務分掌	奉
福祉局	給付グループ	1 介護保険の給付に関する事項	1 介護保険の給付に関する事項 2 介護保険サービスを行う事業者及び施設に関する事項 3 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 4 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 5 長寿お祝い金に関する事項 6 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものを除く。) 7 職の庶務に関する事項 8 他グループに属しない事項 9 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 10 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項(登録に係る事項を除く。) 11 サーマーサービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項 12 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項 13 卯辰山公園健康交流センター等高齢者の生きがいに関する事項 14 福祉作業センター等高齢者の住まいづくりの助成に関する事項 15 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 16 市立保育所に関する事項 17 保育職員の研修の企画に関する事項 18 課の庶務に関する事項 19 他のグループに属しない事項 20 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものに限る。) 21 私立保育所に関する事項 22 認可外保育施設に関する事項 23 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 24 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものを除く。) 25 児童館に関する事項 26 児童クラブに関する事項 27 少子化対策の推進に関する事項 28 児童の健全な遊びの指導に関する事項 29 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 30 城北児童会館の管理運営に関する事項 31 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 32 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項に限る。) 33 子ども総合相談センターの庶務に関する事項 34 他グループに属しない事項 35 保育相談に関する事項 36 幼児相談室に関する事項 37 児童等に係る必要な調査に関する事項 38 児童等に係る必要な調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項
		2 介護保険サービスを行う事業者及び施設に関する事項	
		3 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項	
		4 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項	
		5 長寿お祝い金に関する事項	
		6 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものを除く。)	
		7 職の庶務に関する事項	
		8 他グループに属しない事項	
		9 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	
		10 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項(登録に係る事項を除く。)	
		11 サーマーサービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項	
		12 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項	
		13 卯辰山公園健康交流センター等高齢者の生きがいに関する事項	
		14 福祉作業センター等高齢者の住まいづくりの助成に関する事項	
		15 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項	
		16 市立保育所に関する事項	
		17 保育職員の研修の企画に関する事項	
		18 課の庶務に関する事項	
19 他のグループに属しない事項			
20 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものに限る。)			
21 私立保育所に関する事項			
22 認可外保育施設に関する事項			
23 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項			
24 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものを除く。)			
25 児童館に関する事項			
26 児童クラブに関する事項			
27 少子化対策の推進に関する事項			
28 児童の健全な遊びの指導に関する事項			
29 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項			
30 城北児童会館の管理運営に関する事項			
31 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項			
32 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項に限る。)			
33 子ども総合相談センターの庶務に関する事項			
34 他グループに属しない事項			
35 保育相談に関する事項			
36 幼児相談室に関する事項			
37 児童等に係る必要な調査に関する事項			
38 児童等に係る必要な調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項			

保健局の事務分掌(平成24年度)

課	グループ	事務分	概
健康総務課	庶務グループ	1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2 簡易水道に関する事項 3 駅の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	
	保健グループ	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項 7 金沢健康プラザ大手町に関する事項 8 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	
	医療助成グループ	1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項	
健康総務課	窓口グループ	1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項	
	健康増進グループ	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項(母子健康グループが所管する事項を除く。) 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項(母子健康グループが所管する事項を除く。) 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項(保健所が所管する事項を除く。) 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項	
	母子健康グループ	1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 ことも広場に関する事項	
	福社健康センター(泉野・元町・駅西)	1 精神保健に関する事項(保健所が所管する事項を除く。) 2 お年寄り福祉支援センターに関する事項	

障害福祉課	相談第2グループ	3 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 里親に関する事項 5 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項を除く。) (各グループは、所長が定める種別の相談に係るものをそれぞれ担当する。)
	企画庶務グループ	1 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項 1 児童の一時保護に関する事項 1 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 特別児童扶養手当等に関する事項 4 障害者の社会参加の促進に関する事項 5 障害者高齢者体育館に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他グループに属しない事項
福祉指導監査課	自立支援グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 障害程度区分の認定に関する事項 3 障害者等の介護給付費等に関する事項 4 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項 5 自立支援医療機関の指定に関する事項 6 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 7 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 9 ひまわり教室に関する事項 10 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものに限る。)
	福祉指導監査グループ	1 福祉事務所の指導監査に関する事項 2 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項

衛 生 指 導 課	環境衛生関係営業に関する事項 2 家族衛生害虫の発生抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3 温泉法に関する事項 4 水道法に関する事項 5 薬事に関する事項 6 毒物及び劇物に関する事項 7 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 8 家庭用品の監視指導に関する事項 9 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項(小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。) 10 化製場等に関する法律に関する事項(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項に限る。)	環境衛生グループ	1 環境衛生関係営業に関する事項 2 家族衛生害虫の発生抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3 温泉法に関する事項 4 水道法に関する事項 5 薬事に関する事項 6 毒物及び劇物に関する事項 7 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 8 家庭用品の監視指導に関する事項 9 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項(小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。) 10 化製場等に関する法律に関する事項(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項に限る。)
	小動物管理グループ	1 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 2 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項(小動物の引取り及び収容に関する事項に限る。)	
試 験 検 査 課	食品安全対策室	1 食品の安全性の確保に関する事項 2 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3 食品衛生関係営業に関する事項 4 給食施設の衛生管理の指導に関する事項	1 食品の安全性の確保に関する事項 2 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3 食品衛生関係営業に関する事項 4 給食施設の衛生管理の指導に関する事項
	理化学検査グループ	1 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項	1 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	微生物検査グループ	1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項	1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	環境監視グループ	1 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の監視に係る試験及び検査に関する事項	1 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の監視に係る試験及び検査に関する事項
食肉衛生検査所	検査第1グループ	1 と畜場法に関する事項 2 と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3 食肉処理の事業の規制及び食肉検査に関する法律に関する事項 4 化製場等に関する法律に関する事項(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。)	1 と畜場法に関する事項 2 と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3 食肉処理の事業の規制及び食肉検査に関する法律に関する事項 4 化製場等に関する法律に関する事項(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。)
	検査第2グループ	(精修検査を実施する場合において、検査第1グループは理化学又は微生物に係る検査を、検査第2グループは病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担当する。)	(精修検査を実施する場合において、検査第1グループは理化学又は微生物に係る検査を、検査第2グループは病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担当する。)

医 療 保 険 課	庶務グループ	1 国民健康保険運営協議会に関する事項 2 国民健康保険健康事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	1 国民健康保険運営協議会に関する事項 2 国民健康保険健康事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	
	資格グループ	1 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2 国民健康保険料の賦課に関する事項 3 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項	1 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2 国民健康保険料の賦課に関する事項 3 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項	
	給付グループ	1 国民健康保険の給付に関する事項 2 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項	1 国民健康保険の給付に関する事項 2 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項	
	収納対策グループ	1 収納政策の企画及び調整に関する事項 2 国民健康保険料納付組合に関する事項 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項	1 収納政策の企画及び調整に関する事項 2 国民健康保険料納付組合に関する事項 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項	
	納入グループ (第1・第2)	1 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分にに関する事項	1 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分にに関する事項	
地 域 保 健 課	保 健 所	1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾病治療研究事業に関する事項	1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾病治療研究事業に関する事項	
	企 画 庶 務 グ ル ー プ	1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2 保健事業の企画及び立案に関する事項 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4 保健師に関する事項 5 母体保護に関する事項 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8 保健所の庶務及び予算に関する事項 9 駅西健康ホールに関する事項 10 他課及び他グループに属しない事項	1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2 保健事業の企画及び立案に関する事項 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4 保健師に関する事項 5 母体保護に関する事項 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8 保健所の庶務及び予算に関する事項 9 駅西健康ホールに関する事項 10 他課及び他グループに属しない事項	
	医 事 グ ル ー プ	1 医事に関する事項 2 公共医療事業の向上及び増進に関する事項	1 医事に関する事項 2 公共医療事業の向上及び増進に関する事項	
	感 染 症 対 策 グ ル ー プ	1 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2 養育医療に関する事項 3 育成医療に関する事項 4 小児慢性特定疾病治療研究事業に関する事項 5 感染症診療協議会に関する事項	1 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2 養育医療に関する事項 3 育成医療に関する事項 4 小児慢性特定疾病治療研究事業に関する事項 5 感染症診療協議会に関する事項	
	食 育 推 進 グ ル ー プ	1 食育政策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 歯科保健に関する事項 3 専門的な栄養指導等に関する事項	1 食育政策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 歯科保健に関する事項 3 専門的な栄養指導等に関する事項	

第3 外部監査の結果

第1章 総論

1 金沢市の少子高齢化の現状

金沢市の合計特殊出生率の推移は、下表1のとおりである。

表1 合計特殊出生率の推移 (単位:人)

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
金沢市	1.36	1.31	1.28	1.28	1.23	1.24	1.30	1.32	1.36	1.33	1.37	1.43
石川県	1.45	1.40	1.37	1.38	1.35	1.35	1.36	1.40	1.41	1.40	1.40	1.43
国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

また、金沢市の高齢者数の推移は下表2に示したとおりである。

表2 金沢市の高齢者数の年次別推移 (各年7月1日現在 単位:人)

年 度	総人口 (a)	65歳以上人口 (b)	構成比(%) (b) / (a)	ひとり暮らし 高齢者	在宅ねたきり 高齢者
H3	430,184	52,972	12.3	3,093	601
H4	431,989	54,708	12.7	3,394	643
H5	433,280	56,666	13.1	3,695	700
H6	435,045	59,070	13.6	4,130	808
H7	436,176	60,918	14.0	4,421	899
H8	437,526	63,357	14.5	4,805	948
H9	438,252	65,473	14.9	5,115	1,085
H10	439,372	67,740	15.4	5,998	1,199
H11	439,768	69,771	15.9	7,684	1,220
H12	440,779	71,470	16.2	7,897	1,386
H13	441,282	73,881	16.7	8,484	1,455
H14	442,125	75,834	17.2	9,589	1,302
H15	442,216	77,743	17.6	9,738	1,584
H16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
H17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967
H18	442,015	83,183	18.8	12,085	2,024
H19	442,500	86,534	19.6	12,968	2,136
H20	443,092	89,626	20.2	13,489	1,736
H21	443,862	92,636	20.9	13,590	1,267
H22	445,418	94,334	21.2	13,888	1,134

(注) 人口は住民登録人口による。  
(注) ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は「金沢市ねたきり、ひとり暮らし高齢者実態調査」の結果による。

(2) 監査対象

上記の様に、少子高齢化社会への対策は福祉局と保健局を中心に実施されているが、その財務事務は多岐にわたり、他部局でも高齢者対策や母子を含む子育てや家庭対策が実施されている場合がある。そこで、今回少子化対策の監査対象は、福祉局こども福祉課の事務を中心とし、必要の都度他の課所も対象としている。また、高齢社会対策の監査対象は、福祉局長寿福祉課の事務を中心としている。

監査対象事業は、金沢市福祉健康局(平成23年度当時)が発行した「金沢の福祉と保健 平成23年度」に掲載されている、こども福祉課と長寿福祉課の事業のうち、予算額の大きい事業を対象とした。また、介護保険の事業についても保険料の徴収事務を中心に一部対象としたが、介護保険の要介護認定や給付そのものは対象としていない。



中核市市長会のホームページに掲げられている都市要覧によれば、中核市41市のうち、高齢化率は下関市の28.2%が最も高く、豊田市の17.1%が最も低い、41市の平均は22.4%となっている。金沢市の高齢化率は21.3%であり、41市のうち14番目に低く、41市平均を1%程度下回っている。さらに下表3はこの内、金沢市を含む人口40万人台の中核市14市の高齢化率の状況であるが、金沢市の高齢化率は14市中5番目に低く、平均よりも0.8%下回っている。

表3 都市別高齢化率(人口40万人以上中核市)

順位	中核市	人口	高齢化率
1	横須賀市	423,821人	25.1%
2	長崎市	441,248人	24.9%
3	富山市	417,046人	24.3%
4	岐阜市	410,426人	23.9%
5	尼崎市	458,754人	22.8%
6	福山市	465,273人	22.8%
7	東大阪市	487,341人	22.7%
8	倉敷市	475,040人	22.2%
9	高松市	422,832人	22.2%
10	金沢市	445,100人	21.3%
11	宮崎市	401,658人	21.2%
12	大分市	471,752人	20.2%
13	西宮市	472,055人	19.3%
14	豊田市	408,257人	17.1%
	平均		22.1%

(注)人口は、平成23年3月末現在の住民基本台帳登録人口。

2 高齢社会への対応としての少子化対策について

我が国は、急速な高齢化に直面しており、国としても様々な問題に取り組みなければならぬ。少子高齢化社会の問題の中で、とりわけ給付と負担という問題においては、増え続ける高齢者数に対応して、負担する世代の減少に歯止めをかけるべく、少子化対策の必要性が語られることも多い。このことは、少子化対策基本法の前文にも次のように明記されている。

少子化対策基本法(抜粋)

(前文)

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我々は、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対す

る国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができている環境を整備し、子どもがひとしく心身に健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

こうした法の趣旨を踏まえ、金沢市は少子化対策として、子育てに対する負担軽減やワーク・ライフ・バランスなど、福祉だけでなく、保健、教育、労働など多分野にわたる子育て支援施策を中心にやってきたところである。

3 人口減少社会への対応について

少子高齢化社会の問題は、通常は人口減少社会の問題として捉えられる。金沢市の人口の推移は表4のとおりであるが、他の市町村からの転入もあり人口は継続して増加している。

しかし、金沢市が少子高齢化社会の問題と無縁というわけではない。同表の年齢構成をみると、昭和59年には10%だった65歳以上の高齢者が、平成24年には21.6%、人数にして約5万4千人(約130%)が増加したことになる。逆に、14歳以下は22.6%であったのが13.9%に、人数にして約3万2千人(約34%)が減少している。さらに、平均年齢と世帯数の推移をみると、世帯数は増え、平均年齢も徐々に上がっていることが分かる。これは、3世代家族や2世代家族が減り、核家族化と高齢者夫婦世帯、独居高齢者世帯が増えていることを示唆している。つまり、金沢市の場合、人口減少による急激な高齢化は避けられているものの、「高齢者の数そのものが増加している」という問題と「世帯の構成員の変化による独居高齢者や高齢者夫婦世帯の見守りの問題」、「核家族という環境の中で若い母親の子育て支援の問題」などが重要な課題であると思われる。また、「児童数の地域的な偏在や入所希望年齢の低下による保育所入所困難」といった課題もある。一方で、他都市に比べて高齢化率が低く、高齢者の介護施設等も充実していることや、保育所等の充実により待機児童がないという現状がある。

少子高齢化社会の問題は多分野にわたる、それだけに福祉局長兼福祉課や福祉局ことも福祉課、保健局健康総務課等多くの部署が関わっている。今後は、金沢市としての少子高齢化社会への取組において、現状の課題に対応して、横断的な政策調整を行う体制の整備が望まれる。

表4 住民基本台帳に基づく金沢市の年齢別人口および世帯数の推移(各年1月、S59は12月)

	0~14歳		15~64歳		65歳以上		総計	平均 年齢 (歳)	世帯数 (世帯)
	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)	率 (%)			
S59	94,337	22.6	281,222	67.4	41,916	10.0	417,475	-	-
H5	75,401	17.4	302,202	69.8	55,500	12.8	433,103	37.8	-
H15	65,317	14.8	300,498	67.9	76,825	17.4	442,640	41.3	174,181
H16	64,926	14.7	299,344	67.7	78,150	17.7	442,420	41.6	175,436
H17	64,430	14.6	298,270	67.4	79,653	18.0	442,353	42.0	176,732
H18	63,854	14.4	296,648	67.1	81,725	18.5	442,227	42.4	178,382
H19	63,589	14.4	294,426	66.5	84,693	19.1	442,708	42.7	180,409
H20	63,255	14.3	291,814	65.9	87,879	19.8	442,948	43.1	182,053
H21	63,380	14.3	289,230	65.2	90,896	20.5	443,506	43.4	183,825
H22	62,860	14.1	288,206	64.8	93,586	21.0	444,652	43.7	185,995
H23	62,814	14.1	288,651	64.7	94,515	21.2	445,980	43.9	188,390
H24	62,238	13.9	287,921	64.5	96,207	21.6	446,366	44.2	190,362

【意見】  
少子高齢化社会への取組において、現状の課題に対応して、横断的な政策調整を行う体制の整備が望まれる。

4 高齢社会対策の見直しについて  
高齢社会対策は、当初は憲法に規定された生存権に基づき実施されていたが、財政の悪化により医療や保健部分を旧老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」と「健康増進法」)に、また、介護部分を介護保険法に切り替え、無料を有料とした経緯がある。すなわち、増え続ける高齢者に対して、従前のような対策をそのまま継続していくことは財政上困難であると予測したためとった対応と考えられる。また、国の高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)が、年齢だけでなく一律に優遇している扱いについて見直しを行うものとするとしているように、高齢者がすべて社会的弱者というわけではない。

金沢市作成の長寿安心プランにあるように、金沢市では、老人福祉法に基づく老人福祉計画を策定し実施している。これに基づき事業の取組は各論で取り上げるが、65歳以上が一律優遇されるような事業であったり、外出できる健康な高齢者に複数のサービスを提供していたりというように、全体として高齢者に対する施策を見直す必要がないのかどうか、抜本的に検討する時期にきていると考える。事業によっては、以前から実施していたものもあるが、団塊の世代が高齢となり、このままほとんどの事業を継続すると、増え続ける予算に対処しきれなくなることや高齢者への負担が重くなることなど、増え続ける事業を継続すると、本来必要な高齢社会対策そのものの持続性が危ぶまれることにならないとも限らない。財政負担を考慮しなければ、高齢者への福祉を厚く提供することに反対する者はいないであろう。しかし、現実には財政上の制限があるから、金沢市が本

当に提供しなければならぬサービスを引き続き維持できるよう、全体として事業の再検討を行う必要があると考える。

【指摘事項】  
高齢社会対策については、増え続ける財政負担を考慮し、市が提供しなければならぬサービスを引き続き維持できるよう、全体として事業の再検討を行う必要がある。

5 高齢者像の見直しと高齢者福祉施策について  
国の高齢社会対策大綱にあるように、我が国全体で見ると、団塊の世代が平成24年から65歳となり、平成26年にかけて65歳以上の者の人口が毎年100万人ずつ増加して高齢者層の大きな割合を占めることになる。そのため、大綱では「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変更する必要があると述べている。これまで金沢市が実施している高齢者福祉施策のうち、金銭や同等物の支給をその内容としている事業のうちいくつかは、一定の年齢に達した高齢者を一律に対象としたものであり、これはまさに一定の年齢の高齢者層に入ってくるこれからは、金銭やサービスの給付ものである。しかし、団塊の世代が高齢者層に入ってくるこれからは、金銭やサービスの給付を一律に行うのかどうか再検討が必要である。以下に興味深いレポートがあるので紹介する。

日本銀行調査統計局が平成24年7月に発行した「最近の高齢者の消費動向について」では、家計所得が伸びない中で個人消費は緩やかに回復しているとしたうえで、その一因として団塊の世代の積極的な消費動向をあげている。このレポートの中では、団塊の世代を「アクティブシニア層」と呼び、その消費性向の高さから、企業もその消費を取り込むべく対応していると結んでいる。このレポートからは、高齢者のうち少なくとも団塊の世代は、消費意欲が旺盛な金銭的に余裕のある世代であり、この世代にまでも支えが必要な高齢者として一律に金銭やサービスを給付することは、過剰な給付という面があることも否定できないのではないかと。また、大綱では全員参加型社会の実現を目指しており、高齢者の社会参加を促すことも高齢社会対策の柱としている。したがって、この面からも高齢社会対策として一律に財政負担をするというような施策は、今後見直さなければならぬと考える。

【意見】  
一定の年齢に達した高齢者に対して、一律に行う施策については、多様な高齢者の実態を踏まえ、見直し必要がある。

第2章 各論1【少子化対策】

1 「かなざわ子育て夢プラン2010」の推進

(概要)

我が国では平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことに伴い、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど子育て支援の推進が図られてきた。金沢市においても、平成17年に平成21年度までの5年計画として少子化対策推進行動計画「かなざわ子育て夢プラン2005」を策定し、平成21年度には、平成22年度～平成26年度の5年計画として「かなざわ子育て夢プラン2010」を策定した。「かなざわ子育て夢プラン2005」では、5つの基本方針のもと245の事業が計画、実施された。また「かなざわ子育て夢プラン2010」では、5つの基本方針のもと270の事業が計画、実施されている。なお、これらは、「次世代育成支援対策推進法」に定める市町村行動計画として位置付けられ「かなざわ子育て夢プラン2005」は前期行動計画、「かなざわ子育て夢プラン2010」は後期行動計画とされている。

名称	策定年度	対象年度	事業数
かなざわ子育て夢プラン2005	H17年度	H17(2005)～H21(2009)年度	245
かなざわ子育て夢プラン2010	H21年度	H22(2010)～H26(2014)年度	270

(1) 「かなざわ子育て夢プラン2005」の評価について

(監査手続)

行動計画の推進に当たって、「行動計画策定指針」(平成15年8月22日厚生労働省)は、「全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である。」としている。また、「かなざわ子育て夢プラン2010」の中で、「市民のニーズや地域社会の状況等を把握し、これまでの取り組みについて評価・見直しを行い、また。」との表記もあることから、「かなざわ子育て夢プラン2005」の評価・見直し状況について確認した。

表6 かなざわ子育て夢プラン2005の評価資料(抜粋) 方向性 1:終了 2:継続 3:検討

番号	施策名	事業内容	実績・予定	担当課	事業費(千円)		方向性		指数		備考
					H20決算	H21予算	H20実績	H21目標			
1	保育所・幼稚園における乳幼児ふれあいの教室の開催	保育所や幼稚園において小中高校生と乳幼児のふれあいの教室を開催します。	H17 保育所31ヶ所 幼稚園10ヶ所 H19 保育所40ヶ所 幼稚園14ヶ所 H20 保育所40ヶ所 幼稚園10ヶ所	子ども福祉課、教育総務課	-	-	2	H20 実績	H21 目標	各小学校下に1ヶ所	

(監査結果)

その結果提供された資料は、表6にあるように、事業内容、参加者や開催回数等の実績、終了、継続といった方向性が記載されたもののみであった。これでは単に個別事業の実績の把握にすぎない。「後期行動計画策定の手引き」(平成21年3月厚生労働省)は、「前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。」としており、PDCAサイクル(計画-実施-評価-改善検討)の重要性についても言及している。前期行動計画についての評価を行い、公表している他の自治体も存在する。

「かなざわ子育て夢プラン2005」について、単に実績や目標達成状況を把握するのではなく、目標値が達成された場合であっても計画実行に当たり問題となる事項はなかったか、当初の想定と異なる要因により達成されたものなのか、達成できなかった場合はどこに問題があったのかを確認することが重要であり、そうした評価作業を行った上で、後期行動計画である「かなざわ子育て夢プラン2010」を策定すべきであった。この点については、これも福祉課では、行政経営課が行う「新規事業評価」や、財政当局による「予算査定」の過程において事業実施の妥当性が検討され、その積み重ねを踏まえたうえで、外部委員等から構成される「少子化対策推進会議」の場で意見を聴取するとともに、市民アンケートの結果に基づいて、事業を大幅に見直すなどしているとのことであったが、計画担当課であることも福祉課が、各個別事業の担当部署での評価状況を把握することは十分に行われていなかった。

(2) 「かなざわ子育て夢プラン2010」の評価について

(監査手続)

前述のとおり「後期行動計画策定の手引き」では、「IV.計画の評価方法の検討」で、「計画の進捗状況を点検・評価するため、個別事業(数値目標を設定した個別事業のアウトプット等)に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい。」とされている。また「具体的な内容」では、「後期行動計画においては、計画全体の進捗状況の評価するため、個別事業レベルの進捗状況(アウトプット)に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況(アウトカム)も点検・評価することが重要である。」と記載されている。

金沢市の後期行動計画である「かなざわ子育て夢プラン2010」の評価状況について確認したところ、「かなざわ子育て夢プラン2005」と同様、施策名、事業内容、実績・予定(参加人数、実施回数等の記載)等、単に個別事業実績の一覧表が提出されただけであったが、その他に(1)と同様の取組がなされているとのことであった。

(監査結果)

後期行動計画においては、単に5年間の計画終了後に事業を総括するのではなく、毎年度定期的に、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していくといった弾力的な運用が求められている。すなわち、当初の後期行動計画を実行に移し、毎年度評価を加えることにより、計画期間中であっても予算ダイナミックに見直ししていく過程こそが重要である。しかしながら、計画担当課として、個別事業の評価について十分に把握していないかった。今後は、「かなざわ子育て夢プラン2010」において、個別事業の実績把握を行うとともに、Plan(計画)からAct(改善)に至るまでの一連のプロセスについて、より効果的に実行していく必要がある。

- 2 ファミリーサポートセンター事業(平成23年度予算 8,737千円)
- (1) 主旨  
子育ての支援を有償ボランティアとして行いたい人(提供会員)と、その支援を有料で受けたい人(依頼会員)をそれぞれ会員登録してもらい、会員間の相互支援活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て支援活動の促進を図る。
- (2) 支援内容  
・保育所、幼稚園、児童クラブの送迎とその前後の預かり  
・保育所、幼稚園、学校の休日などの預かり  
・保護者の病気、買い物などの一時預かり など  
・提供会員 センターが実施する講習会を受講した人  
・依頼会員 0歳~小学生の保護者 ※両方に登録可  
教育プラザ富樫  
平成16年10月1日
- (3) 会員の資格
- (4) 事務局
- (5) 事業開始

(監査手続)  
ファミリーサポートセンター事務局に往査し、アドバイザーに事業の実施状況に関するヒアリングを実施した。

(監査結果)  
特記事項なし。

- 3 かなざわ子育て虹色クーポン支給事業(平成23年度予算 20,022千円)
- (1) 主旨  
親子が向き合っている豊かな時間を共有することを支援し、安心して子どもを子育てできることができるまちづくりを推進するため、親子のふれあい支援と子育ての負担軽減を行う。
- (2) 内容  
市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用する際無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する。

(監査手続)  
未使用クーポンの保管場所であるファミリーサポートセンターに往査し、以下の監査手続を実施した。

①かなざわ子育て虹色クーポン、お出かけクーポンの平成24年10月末残高について「在庫表」と「現物」数を確認した。

②かなざわ子育て虹色クーポン、お出かけクーポンの平成24年10月払い出し数とクーポン交付申請書的一致を確認した。

③平成24年9月「援助活動の報告(センター用)」の一部を閲覧し、援助活動の内容等を確認した。

- 4 “このまち”赤ちゃん夢ギフト事業(平成22~26年度実施事業)
- (平成23年度予算 29,100千円)
- (1) 主旨  
金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、親子のふれあいの大切さを

(3) 全体評価部署について  
(監査手続)  
金沢市の過去4年間のかなざわ子育て夢プラン関連予算額は下表のとおりである。

表7 かなざわ子育て夢プラン関連予算額の推移 (単位:千円)

年度	H21年度		H22年度		H23年度	
	予算額	増減(対前年)	予算額	増減(対前年)	予算額	増減(対前年)
合計	20,645,691	21,066,231	420,540	28,718,457	7,652,226	30,034,114
※「かなざわ子育て夢プラン2010」は、H21策定、H22事業開始						1,915,657

金沢市では、各担当課が実施する個別事業をまとめる形で「かなざわ子育て夢プラン」が作成されている。

行政の各種施策の中で福祉的なサービスについては、通常、対象範囲の拡大は受益者からは歓迎される傾向にあることは異論のないところであろう。「かなざわ子育て夢プラン2010」における福祉的な子育て支援サービスについても、その実施範囲が拡大することは受益者である市民からは歓迎されるものである。しかし、当然のことながら財政には限界があるため、金沢市全体でサービスの提供について考える必要があるが、その施策の実施は各事業実施部署にまたがるため、費用対効果を考え、どの範囲で施策を実施するかを横断的に検討することが必要である。

(監査結果)  
かなざわ子育て夢プランの関連事業は、200以上に上る事業が各担当課で実施されていることから、同じような目的に対し事業が重複していないか、逆に手薄となっている部分はないか、行政サービスとしてどのような事業をどこまでやるかといった視点において、横断的な評価が必要である。現在、「かなざわ子育て夢プラン2010」の進捗状況については、金沢市少子化対策推進会議で説明、議論されている。しかし、かなざわ子育て夢プランは200以上にもおよび事業についての計画であることから、金沢市少子化対策推進会議における議論の充実化、横断的な評価のためにも、まずは一時的に金沢市内において、各事業実施部署で個別事業を評価し、次に、計画全体についての責任部署(これも福祉課)で計画の総合評価を行うなど、自己評価の結果を明確にした上で金沢市少子化対策推進会議において説明し、意見を受けるという評価プロセスが必要である。

【意見】  
「かなざわ子育て夢プラン2010」については、金沢市少子化対策推進会議における議論の充実化、横断的な評価のためにも、「後期行動計画策定の手引き」に則り、まずは、各事業実施部署で個別事業を評価し、次に、計画全体についての責任部署で計画の総合評価を行うなど、自己評価の結果を明確にした上で金沢市少子化対策推進会議において説明し、意見を受けるという評価プロセスが必要である。